

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月14日

【四半期会計期間】 第63期第3四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰貴

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号Daiwaリバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務経理本部長 鵜澤 武雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号Daiwaリバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務経理本部長 鵜澤 武雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第62期 第3四半期 連結累計期間	第63期 第3四半期 連結累計期間	第62期
会計期間		自 2018年3月1日 至 2018年11月30日	自 2019年3月1日 至 2019年11月30日	自 2018年3月1日 至 2019年2月28日
売上高	(百万円)	150,016	159,876	202,385
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	129	3,351	349
親会社株主に帰属する 四半期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失( )	(百万円)	1,558	1,774	6,000
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,944	1,436	6,584
純資産額	(百万円)	54,604	49,194	50,025
総資産額	(百万円)	119,462	127,974	112,685
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失( )	(円)	24.14	27.47	92.94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	45.3	38.0	43.9

回次		第62期 第3四半期 連結会計期間	第63期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2018年9月1日 至 2018年11月30日	自 2019年9月1日 至 2019年11月30日
1株当たり四半期純損失( )	(円)	10.96	1.63

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年11月30日まで)の連結業績は、連結売上高が1,598億76百万円(前年同期比6.6%増)、連結営業利益28億90百万円(前年同期比34億52百万円増)、連結経常利益33億51百万円(前年同期比34億81百万円増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は17億74百万円(前年同期比33億32百万円増)と増収・増益となりました。

売上高は前年同期に対して98億59百万円の増収となりました。2019年10月の消費増税や台風19号発生による関東地方を中心とした店舗休業の影響がありましたが、主力事業である吉野家が連続的な商品導入や積極的なキャンペーンを効果的に実施したことにより既存店売上高が好調に推移したことや、積極的に出店を進めているはなまる・京樽・海外セグメントの売上高が増加したことにより、前期を上回ることができました。水産物などの食材価格の上昇および、アルバイト・パート時給の上昇による人件費の増加など、厳しい環境が続いておりますが、増収効果がコスト増を上回り増益となりました。当期は、吉野家において新サービスモデルへの転換を実施し、客層を広げながら売上高の向上を図ってまいります。また、はなまる・京樽・海外セグメントにおいては出店による成長・規模拡大を引き続き進めてまいります。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

#### [吉野家]

売上高は、821億19百万円と、対前年同期比7.6%の増収となりました。

増収の主な要因は、既存店売上高が好調に推移したことであり、創業120周年を迎えた当年度は、牛肉関連商品を定期的に販売し、従来からの牛丼ファンの来店頻度向上を図ってまいります。その一環として、3月には28年ぶりとなる牛丼の新サイズ「超特盛」「小盛」を、5月にはコラボ商品「ライザップ牛サラダ」を、9月には「月見牛とじ御膳」を、10月には冬の定番「牛すき鍋膳」と陳建一氏監修の「麻辣牛鍋膳」を販売いたしました。販売施策として、4月にはご好評をいただいている、はなまるとのコラボ企画「吉野家80円引き!定期券」を発売し、6月には「テイクアウト80円引き」キャンペーンを、7月には「夏休みお子様割」を、10月には「牛丼・牛皿全品10%オフキャンペーン」を実施いたしました。加えて、宅配需要の開拓を目的に、宅配サービス対応店舗を積極的に拡大し11月末の対応店舗数は422店になりました。これらの結果、既存店売上高前年比は106.9%と好調に推移しました。また、新サービスモデル店舗への転換を進め、当四半期末では新店を含め88店舗になりました。今後も継続して転換を進めてまいります。セグメント利益は、増収により、44億2百万円と、対前年同期比104.4%の増益となりました。同期間の店舗数は、23店舗を出店し、19店舗を閉鎖した結果、1,214店舗となりました。

#### [はなまる]

売上高は、232億97百万円と、対前年同期比6.2%の増収となりました。

増収の主な要因は、積極的な出店に伴い店舗数が増加したことに加え、価格改定や商品施策により既存店売上高が堅調に推移したことであり、販売施策として4月に吉野家とのコラボ企画「天ぷら定期券」を、6月と9月に「500店舗、ありがとうキャンペーン」を、8月には「お子様割キャンペーン」を実施し、新規顧客の獲得と既存顧客の来店頻度の向上を図りました。商品施策としては季節商品として、4月には「濃厚豆乳担々うどん」を、6月には「とろ玉ぶっかけ」を、8月には「冷やしごま担々うどん」を販売し、10月には、ほかほか「あんかけフェア」を実施し、女性のお客様からの支持を獲得いたしました。今後もお客様満足度の向上につながる販売促進および商品開発に努めてまいります。セグメント利益は、増収により、12億86百万円と、対前年同期比90.1%の増益となりました。

た。同期間の店舗数は、22店舗を出店し、10店舗を閉鎖した結果、524店舗となりました。

#### [アーケミール]

売上高は、148億28百万円と、対前年同期比1.6%の減収となりました。

減収の主な要因は、閉鎖に伴い店舗数が減少したことであります。既存店客数の回復のため、販売施策として、「肉の日」において、特別価格での商品提供に加え、継続来店に繋がるよう「ランチタイム定期券」「ステップアップクーポン」「ワンツーカーボン」などを配布いたしました。また、4月には「ステーキのどん」において、「映画クレヨンしんちゃん」とのコラボ企画を実施いたしました。商品施策としては、7月に「ステーキのどん」においてボリューム満点の「激アツステーキ」を販売し、ご好評をいただいております。また、「しゃぶしゃぶどん亭」において「月見ラムしゃぶ」「イベリコ豚しゃぶしゃぶ」や「フォルクス」において「秋フェア フォルクス3種類のステーキ」「ボーンインステーキ」などの季節のフェアメニューを販売いたしました。これらの施策により、既存店売上高が堅調に推移したことから、セグメント損失は4億82百万円と、前年同期に比べ損失額は2億58百万円の減少となりました。同期間の店舗数は、12店舗を閉鎖した結果、158店舗となりました。

#### [京樽]

売上高は、210億52百万円と、対前年同期比3.6%の増収となりました。

増収の主な要因は、既存店売上高が堅調に推移したことに加え、都心を中心に積極的に出店を行っております回転寿司業態「海鮮三崎港」の店舗数が増加したことであります。販売施策としては、ご好評をいただいているテイクアウト事業における「中巻セール」、ひな祭りや母の日、父の日などの“ハレの日”の各セール、外食事業における「本まぐろ祭」「(赤皿)99円セール」「5貫盛セール」などを効果的に実施いたしました。商品施策としては、サンマ・真鱈白子・松茸など、旬の食材を用いた「季節メニュー」を各業態で販売いたしました。また、炊飯米の販売やインターネットサイトを利用した弁当販売も拡大しております。セグメント利益は、増収により、2億52百万円と、対前年同期比89.2%の増益となりました。同期間の店舗数は、12店舗を出店し、12店舗を閉鎖した結果、333店舗となりました。

#### [海外]

売上高は、165億14百万円と、対前年同期比4.7%の増収となりました。

増収の主な要因は、フランチャイズも含めた積極的な出店により店舗数が増加したことであります。セグメント利益は、一部エリアでは原材料価格の高騰による影響がありましたが、出店による増収などにより、8億71百万円と、対前年同期比48.5%の増益となりました。同期間の店舗数は、100店舗を出店し、40店舗を閉鎖した結果、983店舗となりました。

当第3四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ152億88百万円増加し、1,279億74百万円となりました。

これは主として、現金及び預金が63億39百万円増加したこと、および、IFRSを適用している在外連結子会社のIFRS第16号「リース」の適用による使用権資産29億36百万円の計上によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ161億20百万円増加し、787億80百万円となりました。これは主として、流動負債の1年内返済予定の長期借入金10億10百万円、固定負債の長期借入金47億1百万円それぞれ増加したことに加え、IFRSを適用している在外連結子会社のIFRS第16号「リース」の適用等により、リース債務(流動)が13億94百万円、リース債務(固定)が42億81百万円増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ8億31百万円減少し、491億94百万円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末比で5.9%減少し38.0%となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

また、IFRSを適用している在外連結子会社のIFRS第16号「リース」の適用に関する詳細は、(会計方針の変更)に記載しております。

## (2) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、国や地域を超えた世界中の人々のために企業活動を行い、『For the People』を経営理念とし

ております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様及び従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

当社グループでは、2025年を最終年度とした長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現を目指し、2025年までの10年間で「実験」「拡大」「収穫」の3つのステージに区分し、各ステージにおける中期経営計画を段階的に遂行しております。「実験」段階と位置付けた2019年2月期を最終年度とするファーストステージでは、新たな価値創造のシーズを求め、多種多様な試行錯誤とその検証を進めてまいりました。結果としてこの3年間の取り組みは、多くの実験成果の獲得につながったものの、当初掲げた計画目標値を下回る結果となりました。

これらを受け、「実験」段階から「拡大」段階への移行を1年延期し、2020年2月期は業績の立て直しを図る「基盤整備」の1年といたします。持続的な成長性と収益力を確保すべく、各セグメント・各業態の経営状況をより細かな期間に区切ってモニタリングし、常に次善策を用意した上で、臨機応変な対応を進めることで、長期ビジョンの実現に向けて強固な基盤を築いてまいります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

#### 会社の支配に関する基本方針

##### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

##### 2. 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、株主の皆様が中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現に資するものであると考えております。

###### (1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、国や地域を越えた世界中の人々のために企業活動を行い、『For the People』を経営理念としております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

また、当社グループは、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を中長期的な課題としております。

既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した取組みを開始しております。今後はその取組みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ります。こうした「革新」を「飲食業の再定義」と名付け、グループ全体の成長テーマとして取り組んでまいります。

今後は、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。すでにグループ間での人事交流は活発化しており、グループ商品本部による仕入れの共通化やグループ管理本部の設置

もいたしました。この他、海外各地域における現地経営体制の確立および現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速してまいります。

また、「飲食業の再定義」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行ってまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりであります。

当社は、『For the People』を経営理念として掲げ、企業は社会のニーズを満たすため、人々の幸せに貢献するために存在する公器であるとの認識のもと、その事業活動のすべては人々のためであることを宣言しています。“人のためを考え、人を大切にし、人に必要とされたい”。当社グループでは、大切にしている6つの価値観、すなわち「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を実践し、グループの企業価値を継続的に向上させるとともに、法令遵守ならびに企業倫理の重要性を認識し、社会から信頼され、尊敬される企業となるため、経営の効率性、健全性及び透明性を高めることが重要な経営課題であると考えて取り組んでおります。

そのために、株主をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示（決算説明会、国内外におけるIR活動、ホームページによる情報公開等）に努め、経営の透明性を高めてまいります。

### 会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成されており、毎月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、定期的に各種経営会議を開催し、必要に応じて委員会・プロジェクト等を随時開催する等、活発な議論や意見交換が行われております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、毎月1回開催されております。監査役は毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。また、当社は、監督機能と執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、各事業会社における意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については、グループ戦略会議、業務進捗報告会、コミットメント会議等において、審議・検討を行い、取締役会がこれを監督いたしております。

このような企業統治の体制において、当社の保有する経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることにより、当社及び当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させるものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### イ．株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

### ロ．本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提出していただきます。
- ・当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ・取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- ・独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ・買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- ・本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

#### 八．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2017年5月25日開催の第60期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

前記 および の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,129,558	65,129,558	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	65,129,558	65,129,558		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月1日～ 2019年11月30日		65,129,558		10,265		12,855

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 513,800		
	(相互保有株式) 普通株式 12,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,429,200	644,292	
単元未満株式	普通株式 174,458		
発行済株式総数	65,129,558		
総株主の議決権		644,292	

【自己株式等】

2019年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株吉野家ホールディングス	東京都中央区日本橋 箱崎町3番2号	513,800		513,800	0.79
(相互保有株式) 日東工営(株)	東京都新宿区西新宿 7丁目5-2	12,100		12,100	0.02
計		525,900		525,900	0.81

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務取締役 グループ企画室長	松尾 俊幸	2019年9月1日

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年9月1日から2019年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	16,971	23,311
受取手形及び売掛金	5,829	6,928
商品及び製品	2,818	3,310
仕掛品	52	64
原材料及び貯蔵品	3,475	4,164
その他	4,283	3,450
貸倒引当金	7	8
流動資産合計	33,424	41,219
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	27,220	29,031
使用権資産	-	2,936
その他（純額）	19,014	20,354
有形固定資産合計	46,234	52,322
無形固定資産		
のれん	1,244	1,956
その他	2,910	3,440
無形固定資産合計	4,155	5,396
投資その他の資産		
投資有価証券	5,320	4,692
差入保証金	15,798	15,892
繰延税金資産	2,663	3,005
その他	5,164	5,497
貸倒引当金	76	51
投資その他の資産合計	28,870	29,035
固定資産合計	79,260	86,754
資産合計	112,685	127,974

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,607	6,738
短期借入金	6,087	6,216
1年内返済予定の長期借入金	5,031	6,042
リース債務	1,352	2,746
未払法人税等	517	1,005
賞与引当金	1,319	720
役員賞与引当金	24	5
株主優待引当金	292	450
資産除去債務	84	53
その他	10,938	14,348
流動負債合計	31,255	38,330
固定負債		
長期借入金	23,586	28,287
リース債務	3,471	7,752
退職給付に係る負債	629	623
資産除去債務	2,828	2,955
その他	888	830
固定負債合計	31,404	40,449
負債合計	62,659	78,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,497	11,504
利益剰余金	30,944	30,394
自己株式	682	637
株主資本合計	52,024	51,526
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	6
為替換算調整勘定	2,547	2,900
退職給付に係る調整累計額	25	23
その他の包括利益累計額合計	2,578	2,930
非支配株主持分	579	598
純資産合計	50,025	49,194
負債純資産合計	112,685	127,974

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年3月1日 至2018年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年3月1日 至2019年11月30日)
売上高	150,016	159,876
売上原価	53,705	56,178
売上総利益	96,311	103,697
販売費及び一般管理費	96,873	100,807
営業利益又は営業損失( )	562	2,890
営業外収益		
受取利息	57	59
受取配当金	125	69
賃貸収入	257	279
持分法による投資利益	69	203
雑収入	627	753
営業外収益合計	1,138	1,365
営業外費用		
支払利息	129	402
賃貸費用	168	177
雑損失	407	325
営業外費用合計	705	904
経常利益又は経常損失( )	129	3,351
特別利益		
固定資産売却益	1	9
特別利益合計	1	9
特別損失		
減損損失	639	443
契約解約損	31	18
特別損失合計	670	462
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	798	2,898
法人税、住民税及び事業税	618	1,438
法人税等調整額	182	339
法人税等合計	801	1,099
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,600	1,798
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失( )	41	24
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )	1,558	1,774

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,600	1,798
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	0
為替換算調整勘定	280	271
退職給付に係る調整額	0	1
持分法適用会社に対する持分相当額	57	92
その他の包括利益合計	344	362
四半期包括利益	1,944	1,436
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,895	1,423
非支配株主に係る四半期包括利益	49	13

【注記事項】

(会計方針の変更)

在外連結子会社

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループのIFRS適用子会社は、第1四半期連結会計期間より、IFRS第16号「リース」(2016年1月公表)を適用しております。これにより、借手としてのリース取引については、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識しております。

本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首の使用権資産が32億15百万円増加、リース債務(流動)が14億7百万円増加、リース債務(固定)が28億80百万円増加、非支配株主持分が39百万円減少、利益剰余金が10億33百万円減少しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。なお、前連結会計年度の連結貸借対照表は当該会計基準の改正等を遡って適用した後の数値となっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
減価償却費	4,901百万円	5,655百万円
のれんの償却額	160 "	174 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	645	10	2018年2月28日	2018年5月25日
2018年10月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	645	10	2018年8月31日	2018年11月7日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	645	10	2019年2月28日	2019年5月24日
2019年10月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	646	10	2019年8月31日	2019年11月6日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	吉野家	はなまる	アーク ミール	京樽	海外	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	75,590	21,723	15,008	20,185	15,770	148,278	1,738	150,016		150,016
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	742	205	58	134		1,141	443	1,584	1,584	
計	76,332	21,929	15,067	20,319	15,770	149,419	2,181	151,601	1,584	150,016
セグメント利益 又は損失( )	2,153	676	740	133	586	2,810	22	2,788	3,350	562

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社9社を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 3,350百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用  
3,418百万円、セグメント間取引消去195百万円及びのれんの償却額 127百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	吉野家	はなまる	アーク ミール	京樽	海外	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	81,364	23,083	14,760	20,918	16,514	156,641	3,234	159,876		159,876
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	755	213	67	134		1,172	685	1,857	1,857	
計	82,119	23,297	14,828	21,052	16,514	157,813	3,920	161,733	1,857	159,876
セグメント利益 又は損失( )	4,402	1,286	482	252	871	6,330	131	6,462	3,571	2,890

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社15社を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 3,571百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用  
3,604百万円、セグメント間取引消去174百万円及びのれんの償却額 141百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	24.14円	27.47円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	1,558	1,774
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( )(百万円)	1,558	1,774
普通株式の期中平均株式数(株)	64,563,519	64,596,419

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(特定子会社の株式の譲渡)

当社は、2019年12月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アークミール(以下、「アークミール」という。)について、当社が保有するアークミールの全株式を、株式会社安楽亭へ譲渡する(以下、「本株式譲渡」という。)ことを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

1. 譲渡の理由

アークミールは、1970年に大阪府で日本発のステーキレストランチェーンである「ステーキハウス フォルクス」を、1976年に群馬県で北関東でのファミリーレストランチェーンの先駆けとなった「ステーキのどん」を、更には、1990年に群馬県で牛肉を和風に楽しめる「しゃぶしゃぶどん亭」を中心としたファミリーレストランのそれぞれ1号店を出店し、それらを主な事業としており、現在では、158店(2019年11月末時点)の店舗網を有しております。2008年2月に当社の連結子会社となった後、主要セグメントの1つとして、国内事業の成長に貢献を果たしてまいりましたが、一方で外食産業を取り巻く環境は厳しさを増し、大きな変革を求められている中、当社としては事業ポートフォリオの最適化を図り、成長事業へのリソース配分を戦略的に進めるべく、本株式譲渡を行うことが最善との結論に至りました。

また、アークミールにとっても安楽亭グループに加わることで、食材や店舗オペレーションの類似性により一層のシナジー効果が得られること、各地域での地盤を活かすことなどが見込まれることから、アークミールの持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、当社は、本株式譲渡について合意いたしました。

2. 譲渡する相手会社の名称

株式会社安楽亭

3. 譲渡の時期

2020年2月29日

なお、譲渡損益は2020年3月1日に認識し、同日で連結範囲から除外する予定であります。

4. 譲渡の対象となる子会社の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称 : 株式会社アークミール

事業の内容 : ステーキおよびしゃぶしゃぶレストラン経営等

当社との取引 : 当社と当該会社との間には、商品仕入れおよび物流、また、不動産の賃貸借取引があります。  
また、当社から当該会社へ金銭の貸付を行っております。

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数

145,526,469株

譲渡価額

アークミールの今後の経営に与える影響を鑑み非開示とさせていただきますが、当該価額については、公正なプロセスを経て相手会社との交渉により、適切な金額を算出して決定しております。

譲渡損益

本株式譲渡が2020年2月期の当社の連結業績に与える影響は未定であります。

株式譲渡後の持分比率

0% (所有株式数0株) であります。

## 2 【その他】

第63期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）中間配当については、2019年10月8日開催の取締役会において、2019年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	646百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年11月6日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年1月9日

株式会社吉野家ホールディングス  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 出 正 弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年9月1日から2019年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年3月1日から2019年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。